

# 令和4年第2回農業委員会総会議事録

開催年月日	令和4年2月25日(金)					
開催場所	白岡市役所4階特別大会議室					
開催時間 及び宣告者	開会	午前 9時00分	議長	進藤 貴一		
	閉会	午前 9時32分	議長	進藤 貴一		
議長	進藤 貴一	臨時議長		仮議長		
委員 出席 状況	農業委員			推進委員		
	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	岡 安 広	出席	1	長 澤 い と	\
	2	岩 上 賢	出席	2	川 野 信 之	\
	3	関 山 功 一	出席	3	齋 藤 光 則	\
	4	進 藤 貴 一	出席	4	渡 邊 明 子	\
	5	江 原 健 治	出席	5	神 田 潔	\
	7	山 下 幸 一	出席	6	小 林 一 夫	\
	8	吉 田 敏 雄	出席	7	安 野 和 好	\
	9	大 山 峰 夫	出席	8	清 水 清	\
	10	安 藤 富司夫	出席	9	今 泉 志 江	\
	11	荒 井 肇	欠席			
	12	齋 藤 美佐夫	出席			
	13	江 口 泰 夫	出席		出席者	12名
	14	小 島 俊 雄	出席		欠席者	1名
議事参与制限 を受ける委員			会長からの 出席要請者			
事務局	事務局長	佐々木 雅美		局長補佐	本村 剛士	
	主査	大塚 一隆		主任	安藤 寛子	
	主任	塩村 孝太郎				
説明員	主査	大塚 一隆		主任	安藤 寛子	
	主任	塩村 孝太郎		農政課	大寫 康正	
会議次第	別添のとおり		配布資料		別添のとおり	

#### 審議事項

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (2) 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

#### 協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻となりますので、ただ今から令和4年第2回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつをお願いいたします。
会長	あいさつ（省略）
局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくをお願いいたします。なお、傍聴人に申し上げます。 お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。
局長	現在の出席は農業委員12名でございます。 こののちは、農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。 なお、今回は新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、参集委員を減じての開会となります。  【開会 午前9時00分】
議長	現在出席委員12名であり定足数に達しておりますので、これから第2回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に岡安委員、岩上委員を指名いたします。
<u>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について</u>	
議長	日程第1 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可につきまして、御説明いたします。今回案件は2件でございます。 総会資料の2ページ目を御覧願います。  番号1につきましては、譲受人が譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、結婚や出産に伴って手狭になり、自己用住宅を建築したいと考え、申請がなされたものです。 申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われれます。

事務局	<p>番号2につきましては、譲受人が譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、出産予定等に伴って手狭になり、自己用住宅を建築したいと考え、申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p> <p>また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。</p>
議長	<p>説明が終了しました。これから番号1、2の現地確認の報告を委員にお願いいたします。</p>
委員	<p>今回、議案第2号番号1の農地法第5条の規定による許可申請の農地について、現地確認をいたしました。内容については事務局説明のとおりです。現地案内図1ページをご覧ください。申請地周辺〇〇km以内に駅があり、歯医者や老人ホーム、病院等があります。</p> <p>すでに近隣には住宅が点在しており、市街化の発展する地域と思われます。また、申請地周辺は10ha以上の農地の広がりは見られませんでした。申請地は農地として管理されており違反等はありませんでした。申請地の状況等から転用はやむを得ないと判断いたしました。皆様の御審議をお願いいたします。</p> <p>今回、議案第2号番号2の農地法第5条の規定による許可申請の農地について、現地確認をいたしました。内容については事務局説明のとおりです。現地案内図2ページをご覧ください。申請地周辺に北に神社、西に学校があります。</p> <p>すでに近隣には住宅が点在しており、市街化の発展する地域と思われます。また、申請地周辺は10ha以上の農地の広がりは見られませんでした。申請地は農地として管理されており違反等はありませんでした。申請地の状況等から転用はやむを得ないと判断いたしました。皆様の御審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[質議等なしという声あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">[異議なしという声あり]</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第2号については、原案のとおり決定します。</p>

日程第2 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議長

日程第2 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。農政課職員の入室を求めます。

[農政課職員、入室]

議長

本案につきましては農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。

農政課

それでは、説明をさせていただきます。

今回、農用地区域からの除外につきまして、令和3年12月6日から12月17日までの2週間をもって受付しましたところ、9件の変更申請がございました。本日は、この9件につきまして、お諮りさせていただきたいと存じます。

皆様には、今回の除外案件の総括表と各案件をまとめてインデックスをつけた厚い資料を事前に配布させていただいております。

本議案については、こちらを基に説明させていただきます。

なお、こちらの資料は、会議終了後、回収をさせていただきますので、机の上に置いたままにしておいてください。

まず、除外の要点についてご説明させていただきます。

まず、除外の計画が不要不急でないことです。

今どうしてもそこが必要でそこでなければならぬ理由が必要となります。

続きまして、除外を行う場合は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の5つの要件を全て満たす必要があります。

- 1号 農用地区域以外に代替する土地がないこと。
- 2号 農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 3号 担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 4号 農業用施設の機能に支障を及ぼさないこと。
- 5号 土地改良事業の工事完了後、8年が経過していること。

それでは、今回申し出のあった案件に移らせていただきます。

○番号1

除外申出地は高岩字下宿〇〇です。

事業計画者は先代から農業を営んでおり、農地に農業用倉庫を建築して使用しておりましたが、老朽化が進んだことから新しい倉庫を建築するために農用地除外の申出をしたものです。なお、自身が所有する宅地には倉庫を建築できる広い敷地や納屋があるものの、耕作地まで農機具が通る隙間がないことや納屋の庇が低いことからやむを得ず当該土地に建築するものとなっております。

こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合限り、除外の見込みがあると判断します。

農政課

○番号2

除外申出地は高岩字六間〇〇です。

事業計画者は市外の賃貸住宅に住んでおりますが、子どもの成長とともに家財道具等が増え手狭になったことから、申出地を売買により取得し、自己用住宅を建築するために農用地除外の申出をしたものです。

こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。

○番号3

除外申出地は実ヶ谷字川端〇〇の一部です。

事業計画者は市外のアパートに夫婦で住んでおりますが、時が経つにつれて家財道具が増え手狭になったことから、妻の実家の近くにある申出地を義理の父から贈与により取得し、自己用住宅を建築するために農用地除外の申出をしたものです。

こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。

○番号4

除外申出地は高岩字本村〇〇の一部と□□の一部です。

事業計画者は市外のアパートに住んでおりますが、子供の成長に伴いアパートが手狭となったことから、実家の隣にある申出地を伯父から売買により取得し、自己用住宅を建築するために農用地除外の申出をしたものです。

こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。

○番号5

除外申出地は上野田字西下原〇〇の一部と□□の一部です。

事業計画者は現在市内のアパートに住んでおりますが、手狭になったことから、実家の隣にある申出地を親族から売買により取得し、自己用住宅を建築するために農用地除外の申出をしたものです。

こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。

○番号6

除外申出地は下野田字宿〇〇の一部です。

事業計画者は現在市外のアパートに住んでおりますが、時の経過とともに家財道具が増え、手狭になったことから、妻の実家からも近い申出地を売買により取得し、自己用住宅を建築するために農用地除外の申出をしたものです。

こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。

農政課

○番号7

除外申出地は高岩字本村〇〇の一部です。

事業計画者は現在市外の貸家に住んでおりますが、子供が誕生し、手狭になったことから、実家の隣の申出地を父から使用貸借により取得し、自己用住宅を建築するために農用地除外の申出をしたものです。

こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。

○番号8

除外申出地は上野田字西上原〇〇の一部です。

事業計画者は現在市内の実家に住んでおりますが、結婚して手狭になったことから、実家の近くである申出地を父から使用貸借により取得し、自己用住宅を建築するために農用地除外の申出をしたものです。

こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。

○番号9

除外申出地は上野田字本村〇〇の一部と□□の一部です。

事業計画者は現在市内のアパートに住んでおりますが、将来子供の世話や両親の介護が必要となることから、実家の近くである申出地を父から使用貸借により取得し、自己用住宅を建築するために農用地除外の申出をしたものです。

こちらの除外案件については、書類の補正等について全て是正された場合に限り、除外の見込みがあると判断します。

以上で、説明を終わりといたします。

議長

説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。

[質疑なしという声あり]

議長

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案につきましては、番号1から9についてはやむを得ないものと認め、市へ回答することで御異議ございませんか。

[異議なしという声あり]

議長

異議なしと認めます。よって議案第3号については、原案のとおり決定します。

以上をもちまして、議案第2号から第3号に係る議事を終了いたします。

引き続き協議報告会を開催いたします。

協議報告事項1 農地法第4条第1号第8号の規定による転用届出に対する専決処分

協議報告事項2 農地法第5条第1号第7号の規定による転用届出に対する専決処分

議長	協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	<p>協議報告事項1 農地法第4条第1項第8号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回報告は1件でございます。</p> <p>総会資料の5ページ目を御覧願います。</p> <p>番号1につきましては、長屋住宅敷のための転用です。</p> <p>協議報告事項2 農地法第5条第1項第7号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回報告は11件でございます。</p> <p>総会資料の6から8ページ目を御覧願います。</p> <p>番号1及び10につきましては、分譲住宅敷のための転用です。</p> <p>番号2から6及び11につきましては、住宅敷のための転用です。</p> <p>番号7につきましては、駐車場敷のための転用です。</p> <p>番号8及び9につきましては、仮設道路敷のための一時転用です。</p>
議長	<p>説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p>[質疑等なしという声あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>質疑もないようですので、協議報告事項3その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>○農業委員活動記録の提出について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。</li> </ul> <p>○緊急連絡網登録書</p> <p>農地利用最適化推進1・1・1運動報告書</p> <p>令和3年度農地活用世話人活動実績報告 の提出について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先月お願いしました緊急連絡網登録書、農地利用最適化推進1・1・1運動報告書、令和3年度農地活用世話人活動実績報告につきまして、御提出ありがとうございました。未提出の方については、後ほど回収させていただきます。</li> </ul> <p>○来月の農地パトロールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡安委員・大山地区推進委員</li> <li>・3月15日(火) 山下委員・齋藤委員・日勝地区推進委員</li> </ul> <p>3月1日に予定していた大山地区のパトロールはまん延防止措置期間中のため、中止とさせていただきます。</p>

事務局	<p>必要に応じて日程変更をお願いします。</p> <p>また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。</p> <p>※以上の日程で予定しておりますが、新型コロナウイルスの影響により、パトロールを中止する場合がございます。その際は改めてご連絡させていただきます。</p> <p>○来月の総会について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3月25日（金）午前9時</li> </ul> <p>※新型コロナウイルスの影響により、開催方法等については改めてご連絡させていただきます。</p> <p>※議事録署名委員の岡安委員、岩上委員の両委員は来月署名をお願いします。</p> <p>○人権に関する研修の中止について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総会後に、人権に関する研修を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの影響により中止とさせていただきます。研修に代えて資料配布のみとさせていただきます。</li> </ul> <p>※配布資料：「人権ポケットブック 知りましょう！同和問題（部落差別）」</p>
議長	<p>内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">[質疑等なしという声あり]</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。</p> <p style="text-align: center;">【開会 午前9時32分】</p>